

## 地域密着型サービス事業者の新規指定について

地域密着型サービス事業者において、新たに指定を行うにあたり、事業概要を報告し、委員の皆様にご意見をお伺いいたします。

## &lt;事業者指定を行う方針&gt;

指定（案）	下記の事業所について指定の申請があったため、介護保険法の規定に基づき、指定を行うことを提案します。
指定の根拠	<p>(1) 地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定は、地域密着型（介護予防）サービス事業を行う者の申請により、地域密着型（介護予防）サービスの種類及び地域密着型（介護予防）サービス事業を行う事業所ごとに行う。（介護保険法（以下「法」という。）第 78 条の 2 第 1 項）</p> <p>(2) 指定を行うにあたり、法及び「多摩市指定地域密着型サービス基準条例」（以下「基準条例」という。）により規定された人員、設備及び運営に関する基準を満たしている。 （法第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項、多摩市条例第 19 号）</p>

## &lt;まごころの家\*多摩 の概要①&gt;

サービス種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護（※1）						
法人名	株式会社まごころ介護サービス						
事業所	名称	まごころの家*多摩					
	所在地	多摩市和田 403					
職員体制 ※変動の可能性あり	<b>【職員】</b> 管理者（常勤 1 人） 介護従事者（通い 利用者：職員 = 3 : 1（常勤換算）） （訪問 1 以上（常勤換算）） 看護職員（上記の介護従事者のうち 1 以上） 介護支援専門員（常勤 1 人）						
定員	登録定員：29 人 通いの定員：18 人 宿泊の定員：7 人						
運 営	<b>【営業日・営業時間】</b> 365 日・24 時間（通所サービスは 10～16 時） <b>【利用料】</b> 1 単位 10,880 円						
	要介護 状態区分		単位	利用料	利用者負担額		
					1 割負担	2 割負担	3 割負担
	予 防	要支援 1	3,438	37,405 円	3,741 円	7,481 円	11,222 円
		要支援 2	6,948	75,594 円	7,559 円	15,119 円	22,679 円
	介 護	要介護 1	10,423	113,402 円	11,341 円	22,681 円	34,021 円
		要介護 2	15,318	166,659 円	16,666 円	33,332 円	49,998 円
		要介護 3	22,283	242,439 円	24,244 円	48,488 円	72,732 円
要介護 4		24,593	267,571 円	26,758 円	53,515 円	80,272 円	
要介護 5		27,117	295,032 円	29,504 円	59,007 円	88,510 円	
※上記の表は、基本料金を示しており、サービスや体制などにより、加算料金が発生します。							
指定予定日	令和 5 年 4 月 1 日（有効期間満了日 令和 11 年 3 月 31 日）（※2）						

【補足】※1）利用者（要介護（支援）者）の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、居宅に訪問し、または拠点に通わせ、もしくは拠点に短期間宿泊させ、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等や機能訓練を行う

ものです。

※2) 指定期間は6年間。指定有効期間満了時にサービスを継続する場合は、更新手続きを行い、指定更新を受けることで、サービスを継続することができます。

<人員及び設備に関する基準について>

基準条例の（介護予防）小規模多機能型居宅介護において、人員及び設備などの基準を規定しています。指定を行うにあたり審査した主な内容は以下のとおりです。

基準	指定に係る審査項目	申請内容	審査結果
1 人員に関する基準	(1) 従業者の員数		
	介護従業者		
	ア 1以上の者は、常勤であること。	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;">                     介護従業者の人員については、3月にかけて採用等が進められています。左記の人員体制が整ったことを確認したうえで、指定となります。                       令和5年2月末日時点で「イ看護師1人、准看護師1人」について確認済み                 </div>	—
	イ 1以上の者は、看護師又は准看護師であること。		—
	ウ 【夜間及び深夜の時間帯以外】 ・常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに、1以上を配置すること。 (3:1)		—
	エ 【夜間及び深夜の時間帯】 ・夜勤者1名と宿直者1名の2名が確保されていること。		—
	介護支援専門員		
	厚生労働大臣が定める研修（認知症介護実践研修等及び小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修）を修了している者であること。	認知症介護実務者研修及び小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者である。	○
	(2) 管理者		
	① 常勤であり、かつ、原則として専ら管理職務に従事する者であること（ただし、管理業務に支障がない場合は兼務可。）。	常勤であり、認知症対応型共同生活介護の管理者を兼務する者である。	○
② 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であること。	指定認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所等で認知症である者の介護に従事した経験を有する者である。	○	
③ 厚生労働大臣が定める研修（認知症介護実践研修等及び認知症対応型サービス事業管理者研修等）を修了している者であること。	認知症介護実践研修及び認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者である。	○	
2 設備に関する基準	(1) 設備及び備品等		
	① 登録定員は、29人以下であること。	登録定員は29人である。	○
	② 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品を備えてあること。	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;">                     後日、介護保険課が現地を訪問し、確認します。                 </div>	—
	③ 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。通いの定員が16人以上の場合は1人当たり3㎡以上を確保すること。		—

2 設 備 関 連 す る 基 準	④ 宿泊室		
	ア 一の宿泊室の定員は、1人であること。	定員1人の宿泊室を7室有している。	○
	イ 一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上であること。	後日、介護保険課が現地を訪問し、確認します。	—
	ウ 個室（上記のア及びイを満たす宿泊室）以外の宿泊室を設ける場合は、プライバシーが確保されたものであること。		—
3 運 営 に 関 する 基 準	(1) 運営規程 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めてあること。		
	① 事業の目的及び運営の方針	事業所の運営規程により、左記の①～⑩の項目が規定されていることを確認した。	○
	② 従業者の職種、員数及び職務の内容		○
	③ 営業日及び営業時間		○
	④ 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員		○
	⑤ 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額		○
	⑥ 通常の事業の実施地域		○
	⑦ サービスの利用に当たっての留意事項		○
	⑧ 緊急時等における対応方法		○
	⑨ 非常災害対策		○
	⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項		○
	⑪ その他運営に関する重要事項		○
	(2) 勤務体制の確保等 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めてあること。	「1 人員に関する基準」の介護従業者とともに、勤務形態一覧表等により確認します。	—
(3) 掲示 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。なお、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。	後日、介護保険課が現地を訪問し、確認します。	—	
(4) 苦情処理 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置が講じられていること。	利用者等からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口を当該事業所内に設置し、苦情及び相談を受け付ける体制が整備されている。	○	
(5) 事故発生時の対応 事業者は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償が速やかに行える措置を講じておくこと。	損害賠償保険に加入していることを確認した。	○	
(6) 地域との連携 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置してあること。	構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、医療関係者、市職員又は地域包括支援センター職員、当該事業について知見を有する者として規定している。	○	

<まごころホーム\*多摩 の概要②>

サービス種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 (※1)						
法人名	株式会社まごころ介護サービス						
事業所	名称	まごころホーム*多摩					
	所在地	多摩市和田403					
職員体制 ※変動の可能性あり	【職員】 管理者(常勤1人) 計画作成担当者(2人 うち1人以上は介護支援専門員) 介護職員(利用者:職員=3:1(常勤換算))						
共同生活住居数 及び利用定員	共同生活住居数 2戸 利用定員 18人						
運 営	【利用料】 1単位 10,720円						
		要介護 状態区分	単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
	予 防	要支援2	748/日	8,018円	802円	1,604円	2,406円
	介 護	要介護1	752/日	8,061円	807円	1,613円	2,419円
		要介護2	787/日	8,436円	844円	1,688円	2,531円
		要介護3	811/日	8,693円	870円	1,739円	2,608円
要介護4		827/日	8,865円	887円	1,773円	2,660円	
要介護5		844/日	9,047円	905円	1,810円	2,715円	
※上記の表は、基本料金を示しており、サービスや体制などにより、加算料金が発生します。							
指定予定日	令和5年4月1日 (有効期間満了日 令和11年3月31日) (※2)						

- 【補足】※1) 認知症(急性を除く)の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。
- ※2) 指定期間は6年間。指定有効期間満了時にサービスを継続する場合は、更新手続きを行い、指定更新を受けることで、サービスを継続することができます。

<人員及び設備に関する基準について>

基準条例の（介護予防）認知症対応型共同生活介護において、人員及び設備などの基準を規定しています。指定を行うにあたり審査した主な内容は以下のとおりです。

基準	指定に係る審査項目	申請内容	審査結果
1 人員に関する基準	(1) 従業者の員数		
	介護従業者		
	ア 1以上は常勤であること。	介護従業者の人員については、3月にかけて採用等が進められています。左記の人員体制が整ったことを確認したうえで、指定となります。  令和5年2月末日時点で「ア1以上は常勤」について確認済み	—
	イ 【夜間及び深夜の時間帯以外】 ・常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに、1以上配置すること（3：1）。		—
	ウ 【夜間及び深夜の時間帯】 ・共同生活住居ごとに時間帯を通じて、1以上の介護従業者が確保されていること。		—
	計画作成担当者		
	ア 事業所に1人以上配置し、専従の者であること（ただし、利用者の処遇に支障がない場合は当該共事業所の業務を兼務可。）。	各共同生活住居に1人ずつ配置している。それぞれ各共同生活住居の介護従業者を兼務している。	○
	イ 保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であること。	計画作成に関して知識及び経験を有する者である。	○
	ウ 1人以上は、介護支援専門員であること。	介護支援専門員の資格を有する者を1人配置している。	○
	エ 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービス計画に係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てること。	認知症である者の介護に従事した経験を有する者である。	○
	オ 厚生労働大臣が定める研修（認知症介護実践研修等）を修了していること。	それぞれ認知症介護実践研修（痴呆介護実務者研修基礎課程）を修了している。	○
	(2) 管理者		
	① 共同生活住居ごとに配置し、常勤で専従の者であること（ただし、管理業務に支障がない場合は兼務可。）。	各共同生活住居の管理者として常勤職員を配置している。	○
	② 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であること。	グループホーム等で認知症である者の介護に従事した経験を有する。	○
③ 厚生労働大臣が定める研修（認知症介護実践研修等及び認知症対応型サービス事業管理者研修等）を修了していること。	認知症介護実践者研修及び認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している。	○	

2 設備に関する基準	(1) 共同生活住居		
	① 1の事業所に3までであること。	共同生活住居数は2である。	○
	② 入居定員は、5人以上9人以下である。	各共同生活住居の定員は9人である。	○
	③ 居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けること。	後日、介護保険課が現地を訪問し、確認します。	—
	(2) 居室		
	① 居室の定員は1人とする。 (処遇上必要な場合は、2人部屋も可)	定員1人の宿泊室を1階につき9室(2・3階)有している。	○
② 1の居室の床面積は、7.43㎡以上であり、収納設備が別途確保されていること。	後日、介護保険課が現地を訪問し、確認します。	—	
③ 廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室と明確に区分されていること。		—	
3 運営に関する基準	(1) 運営規程 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めてあること。		
	① 事業の目的及び運営の方針	事業所の運営規程により、左記の①～⑧の項目が規定されていることを確認した。	○
	② 従業者の職種、員数及び職務の内容		○
	③ 利用定員		○
	④ 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額		○
	⑤ 入居に当たっての留意事項		○
	⑥ 非常災害対策		○
	⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項		○
	⑧ その他運営に関する重要事項(身体拘束等を行う際の手続等)		○
	(2) 勤務体制の確保等 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めてあること。	「1 人員に関する基準」の介護従業者とともに、勤務形態一覧表等により確認します。	—
(3) 掲示 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。なお、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。	後日、介護保険課が現地を訪問し、確認します。	—	
(4) 秘密の保持等 従業者若しくは従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置が講じられていること。	運営規程等において、秘密の保持について規定されている。	○	

3 運 営 に 関 す る 基 準	(5) 苦情処理 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置が講じられていること。	利用者等からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口を当該事業所内に設置し、苦情及び相談を受け付ける体制が整備されている。	○
	(6) 事故発生時の対応 事業者は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償が速やかに行える措置を講じておくこと。	損害賠償保険に加入していることを確認した。	○
	(7) 地域との連携 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員等及び認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置すること。	運営推進会議の構成員は、利用者と利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員等、当該事業について知見を有する者が決定している。	○